

11

社会貢献への取組

日本郵政公社では、国際社会、地域社会をはじめとする様々な社会の中で、応分の貢献ができるように努めています。

非常災害時の対応

スペースポスト号による郵便局のオンラインサービス

被災地等では、郵便局が機器の損壊や停電により窓口業務ができなくなることがあります。その際、郵便局のオンラインサービスを確保するのが、「スペースポスト号(車載型衛星通信地球局)」です。スペースポスト号は、通信衛星を利用して、郵便業務のほか、郵便貯金の払戻しや簡易保険の業務などのサービスを行うことができます。

平成17年度は、台風第14号の被害及び大雪の被害に対して災害救助法が適用になり、以下表に示す主な救援対策を実施しています。



スペースポスト号

■非常災害時の主な救援対策

	救援対策	支援内容	取扱内容
郵便	郵便はがき等の無償交付	被災者1世帯につき郵便はがき5枚、郵便書簡1枚を無償で交付	●取扱局 災害救助法が適用された市町村内に所在する集配郵便局
	郵便物の料金免除	被災者が差し出す郵便物の料金を免除	●取扱局 被災地域内に所在する郵便局(簡易局を含む) ●料金を免除する郵便物 封書、はがき、電子郵便(レタックス)、盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物 特殊取扱料金は「速達」のみ免除
		非常災害時の救助用として、救援団体あての現金書留や小包郵便物の料金を免除	●取扱局 全国の郵便局(簡易局を含む)
	避難所への配達	被災地への配達に際し、全地域で原則として各戸配達を実施。避難されている方へは避難先に配達	
	不在留置期間の延長	避難先・転居先不明で配達できない郵便物については、災害発生日から一定期間郵便局に留め置き、郵便局や避難所へお知らせ文を掲出	
郵便貯金	災害義援金の無料送金サービス	被災者の救助団体にあてた災害義援金の送金手数料を無料にする扱い (ATMまたはパソコン、携帯電話及び電話、FAXでの送金は有料)	●取扱局 全国すべての郵便局(簡易局を含む)
	通帳等を紛失された被災者への非常取扱い	家屋の倒壊や焼失などで貯金通帳、証書、印章等をなくされた場合でも、本人と確認できれば郵便貯金を払い戻す非常取扱い	
簡易保険	保険料払込猶予期間の延伸及び保険金等の非常即時払の取扱い	避難生活などで保険料の払込みが困難な方のために、保険料の払込みの猶予期間を延伸。また、保険金等の非常即時払いを実施	●取扱局 被災地域内に所在する郵便局(簡易局を除く)

ボランティア活動支援

ボランティア休暇制度

ボランティア休暇は、職員がボランティア活動を行う場合に付与される特別休暇(有給)です。付与される日数は、1年度につき暦日5日(郵政短時間職員は3日)です。

災害救助法が適用された(される見込みを含む)市区

町村または都道府県において、職員がボランティア活動を行う場合に対象となります。平成16年に大きな被害をもたらした新潟県中越地震もその対象となり、制度を利用してボランティア活動に現地に赴いた職員もいました。

地域社会への貢献

ひまわりサービス

過疎地域における70歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯を対象とした在宅福祉支援サービスを推進しています。

ひまわりサービスは、過疎地域の地方公共団体、社会福祉協議会等と郵便局が協議の上、実施しています(平成18年3月末現在 155の市町村で実施)。



励ましのメッセージのお届け

小学生などに書いてもらった励ましの文や絵を毎月1回程度、郵便により対象世帯へお届けする。



外務職員による励ましの声かけ

外務職員が、対象世帯あての郵便物を配達する際、直接手渡し、「お元気ですか」などの励ましやいたわりの声かけを行う。



生活用品等の配達サービス

対象世帯から生活用品などを注文するはがきを受け取り、注文品を郵便小包としてお届けする。



郵便物の集荷サービス

対象世帯が差し出した郵便物がある時に郵便局の職員が、その郵便物の集荷を行う。



災害発生時における地方公共団体との協力

日本郵政公社は、災害対策基本法に基づく指定公共機関として、地域防災の主役となる都道府県や市区町村に協力する責務を有しています。そのため、日本郵政公社防災業務計画では、公社の各機関が地方公共団体との協力関係を確立し、事態に応じて相互に密接な連絡・協力をを行うことを定めています。

地方公共団体との防災協定

◆郵便局との協定

(平成18年3月末現在1,499市区町村と締結)

郵便局が地方公共団体との間で防災協定を締結し、災害が発生した場合、必要に応じて相互に協力を要請し、応急復旧対策等に取り組むことを確認しています。

相互に協力を要請する主な事項は、次のとおりです。

- 郵政事業の災害特別事務取扱い
- 避難、物資集積、郵便業務実施などのための場所の相互提供
- 住民の避難場所、被害状況等の相互提供
- 避難所への郵便差出箱の設置

◆簡易保険加入者福祉施設との協定

(平成18年3月末現在、81市町村と締結)

災害が発生した場合、簡易保険加入者福祉施設（保養センター等）において、地元の安全・安心の確保に可能な限り協力できるよう、近隣の地方公共団体と災害協定を締結しています。

協定締結内容

- 緊急時の避難場所の提供
- 入浴の提供 等

土砂災害・山地災害の防止に関する協定

郵便局が砂防担当機関・治山担当機関との間で協定を締結し、土砂災害・山地災害に対する警戒避難体制等を強化するため、各種協力活動に取り組むことを確認しています。(平成18年3月末現在、223砂防機関、171治山機関と締結)



郵便局が協力する内容は、次のとおりです。

- 砂防担当機関・治山担当機関が作成する地図、冊子の郵便局への掲示・備え付け
- 災害発生の前兆現象等に関する情報を、郵便局から「土砂災害110番」等を活用して通報する体制の整備
- 砂防担当機関の雨量計又は雨量表示板の郵便局への設置

地方公共団体事務の受託

地方公共団体事務については、市町村に需要がある場合、市町村と郵便局が協議を行い、有償で受託しています。

事務委託の例

◆郵便局窓口での「住民票の写し等の即時交付」

- 戸籍の謄本・抄本等
- 納税証明書
- 外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書
- 住民票の写し及び住民票記載事項証明書
- 戸籍の附票の写し
- 印鑑登録証明書

◆郵便局窓口での「公営バス回数券等の販売事務」

◆郵便局窓口での「バス利用券等の交付事務」

◆郵便局窓口での「公的施設等の利用申込取次事務」

◆郵便外務職員による「高齢者等への生活状況確認」

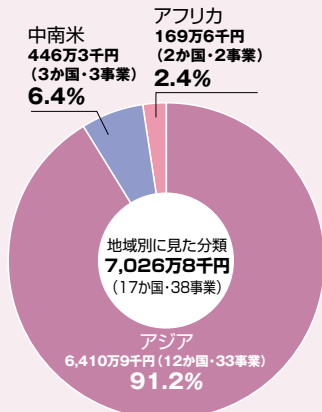
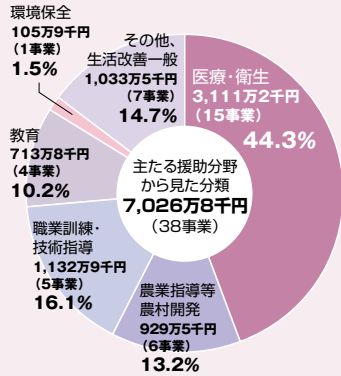
◆郵便外務職員による「廃棄物の不法投棄の見回り」

◆郵便外務職員による「日用品の注文・図書の貸出し等の受付・配送」

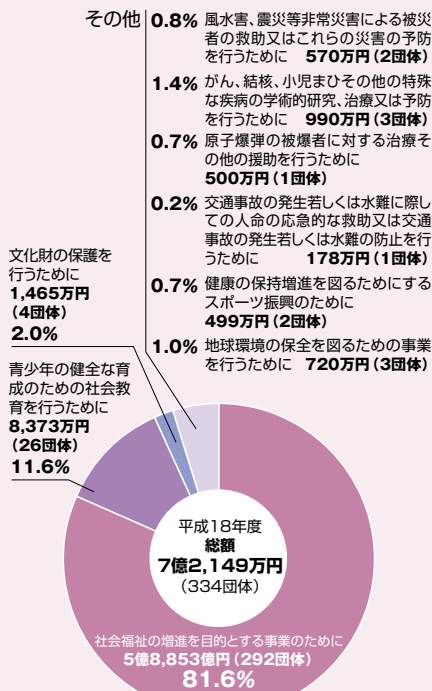
等

寄附金の配分

■国際ボランティア貯金



■寄附金付お年玉付郵便葉書等



国際社会・福祉への貢献

国際ボランティア貯金

国際ボランティア貯金は、郵便局の通常貯金や通常貯蓄貯金の税引後の受取利子の一部または全部を、開発途上地域の人々の福祉の向上のために寄附していただく貯金です。

●国際ボランティア貯金のしくみ

国際ボランティア貯金の寄附金は、海外で活動する民間援助団体(NGO)を通じて、開発途上地域の人々の福祉向上のために役立てられます。寄附割合は、20~100%までの間の10%単位で自由にお選びいただけます(寄附割合を変更することもできます)。最寄りの郵便局で簡単にご加入いただけます。ご加入いただいたお客さまには、「国際ボランティア貯金協力証」をお渡ししています。

●寄附金の配分状況

平成18年度は、38の事業に対して、総額7,026万8千円の寄附金を配分することができました。この寄附金は、アジアを中心とする世界17か国において、医療、教育、職業訓練など様々な分野の援助活動に活用されています。

寄附金付お年玉付郵便葉書等

日本郵政公社では国民の福祉の増進を図ることを目的として、1949年12月に初めて「寄附金付お年玉付郵便葉書」を、1991年からは「寄附金付お年玉付郵便切手」を発行しています。

ご購入いただいた方々の善意の寄附金は、これまでに合計で約442億円も寄せられました。これらお預かりしました寄附金を法律に定められた10の分野の事業を行う団体に配分しています。

●助成対象事業

助成の対象の10の分野は、以下のとおりです。

- ①社会福祉の増進を目的とする事業
- ②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
- ③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
- ④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
- ⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
- ⑥文化財の保護を行う事業
- ⑦青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
- ⑧健康の保持増進を図るためにスポーツの振興のための事業
- ⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
- ⑩地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業